

議案第 1 号

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市税賦課徵収条例等の一部を改正する条例

(野田市税賦課徵収条例の一部改正)

第1条 野田市税賦課徵収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第8条の2第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

(野田市税賦課徵収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 野田市税賦課徵収条例等の一部を改正する条例（平成29年野田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中附則第14条の2の4第2項から第4項までを削る改正規定の次に次のように加える。

附則第14条の3を次のように改める。

第14条の3 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条並びに次条及び附則第3条の規定は、この条例の公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の野田市税賦課徵収条例（以下「新条例」という。）附則第8条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法の一部改正に伴い、緑地保全・緑化推進法人が設置した市民緑地の用に供する土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例及び軽自動車税の賦課徴収の特例に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)	附 則 (法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合)
第 8 条の 2 (略)	第 8 条の 2 (略)
2~11 (略)	2~11 (略)
<u>12 法附則第 15 条第 45 項に規定する市町村の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。</u>	
13 (略)	<u>12 (略)</u>

○ 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年野田市条例第1号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
第 2 条 野田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。 (略) 附則第 14 条の 2 の 4 第 2 項から第 4 項までを削る。 <u>附則第 14 条の 3 を次のように改める。</u> <u>第 14 条の 3 削除</u> (略)	第 2 条 野田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。 (略) 附則第 14 条の 2 の 4 第 2 項から第 4 項までを削る。 (略)

議案第 2 号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第10項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和22年法律第141号）第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

第10条第11項第5号中「公共職業安定所の」を「公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の」に改める。

附則に次の1項を加える。

11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると

認めたもの」とあるのは

「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除く。）」

とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第11項第5号の改正規定及び附則第3項の規定は、平成30年1月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の野田市職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第11項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した野田市職員の退職手当に関する条例第1条に規定する職員をいう。次項において同じ。）であって野田市職員の退職手当に関する条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例により雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分の同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が平成29年4月1日以後であるものについて適用する。

3 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141

号。以下「改正後職業安定法」という。) 第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いたものに対する新条例第10条第11項(第5号に係る部分に限り、野田市職員の退職手当に関する条例第10条第15項において準用する場合を含む。)の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合について適用する。

## 提案理由

雇用保険法の一部改正に伴い、失業者の退職手当に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）

改 正 案	現 行
(失業者の退職手当) 第10条（略） 2～9（略） 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1)（略） (2) <u>その者が次のいずれかに該当する場合</u> <u>ア 特定退職者であって、雇用保険法第24条の2第1項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> <u>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの</u> (3)・(4)（略）	(失業者の退職手当) 第10条（略） 2～9（略） 10 第1項、第3項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第24条から第28条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第1項又は第3項の退職手当を支給することができる。 (1)（略）  <u>(2)・(3)（略）</u> 11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。 (1)～(4)（略）

<p>(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12~17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~10 (略)</p> <p><u>11 平成34年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用について</u>  <u>は、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは</u>  <u>「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、市長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」</u>  <u>ウ 特定退職者であって、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、市長が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの(アに掲げる者を除く。)」</u>  <u>とする。</u></p>	<p>(5) 公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額</p> <p>(6) (略)</p> <p>12~17 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1~10 (略)</p>
--	---

議案第 3 号

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

第4条中「別居したこと」の次に「、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

職員の育児休業等に関する人事院規則の一部改正を受けて、育児休業をすることができる特別の事情に関する規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年野田市条例第3号)

改 正 案	現 行
<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について<u>児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園又は<u>児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等</u>（以下「保育所等」という。）における保育の利用を希望し、<u>申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について<u>保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと</u>その他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。</p>	<p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこと。</p> <p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなつたこととする。</p>

議案第 4 号

教育文庫基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

教育文庫基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を次  
のように定める。

平成29年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

教育文庫基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する  
条例

教育文庫基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（昭和39年野田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「あてる」を「充てる」に改める。

第2条を次のように改める。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

第3条中「、かつ、」を「かつ」に改める。

第4条の見出し中「運用益金」を「運用収益」に改め、同条中「教育文庫資金」を「、基金」に、「あてる」を「編入する」に改める。

第5条中「繰替えて」を「繰り替えて」に改める。

第6条中「設置の目的」を「教育文庫の費用」に、「あてる」を「充てる」に改め、「限り、」の次に「予算の定めるところにより、その」を加える。

第7条中「に定めるものを除くほか、」を「の施行に関し」に改め、「別に」を削る。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

## 提案理由

基金への積立てを行うため所要の改正を行うとともに、用字用語の整備をしようとするものである。

## 参考資料

### 教育文庫基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表 (下線の部分は改正部分)

#### ○ 教育文庫基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和39年野田市条例第11号）

改 正 案	現 行
(設置の目的) 第1条 教育文庫の費用に充てるため、教育文庫基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立て) 第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。 (管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。 (運用収益の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。 (繰替運用) 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分) 第6条 基金は、教育文庫の費用に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その全部又は一部を処分することができる。 (委任) 第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	(設置の目的) 第1条 教育文庫の費用にあてるため、教育文庫基金(以下「基金」という。)を設置する。 (基金の額) 第2条 基金の額は、20万円とする。 (管理) 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実、かつ、有利な有価証券に代えることができる。 (運用収益の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して教育文庫資金にあてるものとする。 (繰替運用) 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (処分) 第6条 基金は、設置の目的にあてる場合に限り、全部又は一部を処分することができる。 (委任) 第7条 この条例に定めるものを除くほか、必要な事項は、市長が別に定める。

議案第 5 号

野田市立中央小学校児童奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について

野田市立中央小学校児童奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成29年6月7日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市立中央小学校児童奨学基金の設置、管理及び処分に関する条  
例を廃止する条例

野田市立中央小学校児童奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和  
39年野田市条例第12号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

## 提案理由

基金を廃止するため制定しようとするものである。